

平成24年6月27日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

島本町長 川口 裕

## 2012年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成24年5月28日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。  
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 国民健康保険について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き上げること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

##### 【回答】(住民課)

一般会計からの繰入を行い、国民健康保険の被保険者の保険料抑制を行うことにつきましては、公平性の観点から他の保険制度に加入されている多くの住民の理解が得られず、調整交付金のペナルティがあることから実施はむずかしいと考えております。

また、条例減免につきましては、現在の条例、要綱等でご要望のあった方々に対し、ご理解の得られる対応ができるものと考えております。なお、減免制度につきましては、ホームページへ掲載し周知を図っております。

- ② 法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。

##### 【回答】(住民課)

本町の資格証明書は、積極的な発行はいたしておりません。なお、現在、全庁的に進めている滞納整理事務の一環として国民健康保険についても滞納処分を行う状況になれば、今後は見直しを行わずにはならないと考えております。また、短期保険証の高校生以下の方につきましては、留め置くことなく年間証で交付済みでございます。

- ③ 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等を見つけても一方で借金などがなくかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

**【回答】（住民課）**

本町では現在、差押処分は行っておりません。また、財産調査を行う前に窓口での納付相談により生活状況を把握することに努めております。

- ④ 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう庁内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

**【回答】（住民課）**

本町では徴収対策プロジェクトチームを設置し、関係各課で滞納世帯の情報を共有しており、必要な世帯には生活保護への案内を行っております。

- ⑤ 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱えこむことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免停止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

**【回答】（住民課）**

調整交付金を含む国庫等の負担金増額は、町村長会を通じて要望しております。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページにも公開すること。

**【回答】（住民課）**

島本町国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する要綱第2条に基づき原則公開としております。資料、議事録などをホームページ上で掲載はしていませんが、役場1階の情報コーナーにて閲覧できるようにしております。

## 2. 健診について

- ① 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする

**【回答】（住民課）**

国基準以外の検査項目（総コレステロールとクレアチニン）を行っており、費用は無料となっております。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

**【回答】（住民課）**

被保険者の疾病予防・早期発見の観点から、特定健診及び本町が実施いたしておりますがん検診につきましては、従前から、国保加入者の方には負担金補助を行い、無料で実施いたしております。

- ③ 人間ドック助成も行うこと。

【回答】(住民課)

被保険者の疾病予防・早期発見の観点から、特定健診のみならず30歳代健診、がん検診を無料で実施しており、受診の機会は確保できていることから、人間ドック助成は、行っておりません。

### 3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

【回答】(高齢福祉課)

介護保険料については、介護保険事業計画に基づき適正に設定しています。また、一般会計からの法定外の繰り入れは行っておりません。なお、本町の保険料率は今年度から、低所得者に配慮した10段階としており、一定の負担軽減が図られているものと考えております。

- ② 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】(高齢福祉課)

施設整備については、介護保険事業計画に基づき適切に整備をおこないます。

- ③ 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

【回答】(高齢福祉課)

介護予防生活支援事業について、第5期計画期間中は導入の予定はありませんが、今後は近隣他市及び同規模市町村の動向を踏まえ、被保険者のニーズに合った事業を導入してまいります。

また、一般会計で行う高齢者施策に関しては、近隣他市及び同規模市町村の動向を踏まえ検討してまいります。

- ④ 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

【回答】(高齢福祉課)

法令の範囲内で、近隣他市及び同規模市町村の動向を見て検討してまいります。

- ⑤ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】(高齢福祉課)

基本的には、法令通知、大阪府Q&Aに沿った適用を行っておりますが、独自の判断が必要な場合には、適切な判断のもと事務を行っております。

- ⑥ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を发出すること。

【回答】(高齢福祉課)

訪問介護生活援助の不当な短縮が行われないう、府などと連携し、事業者指導を行ってまいりたいと考えております。

- ⑦ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

【回答】（高齢福祉課）

住民の皆様にとってよりよい生活ができるよう、努めてまいりたいと考えております。

#### 4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

【回答】（福祉保健課）

生活保護のケースワーカーについては、標準数に基づき、職員1名（社会福祉士及び精神保健福祉士の有資格者）を配置しております。また、相談支援を行うケースワーカーの法連遵守や接遇については、OJTの一環として査察指導員同席での初回面接や家庭訪問を通じて、実施しております。

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください。）

【回答】（福祉保健課）

現在、本町におきましては、生活保護の「しおり」を作成し、生活保護の相談時から活用しております。今後も、必要に応じて改善を加えながら、より良い「しおり」の作成に努めてまいりたいと考えております。また、「しおり」とは別に、生活保護制度について記載したチラシをパンフレットスタンドに設置しております。

- ③ 申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の場を確保すること。

【回答】（福祉保健課）

生活保護の申請時においては、最低生活の保障と自立の助長を目的とする生活保護法の理念に基づき、個々の被保護者に応じた就労支援を実施するよう努めております。今後も、本人の希望や健康状態、適性等を総合的に勘案しながら、ハローワーク等関係機関と連携するとともに、国の緊急雇用創出事業や町が単独で実施している雇用対策事業に被保護者や相談者をつなげるなど、今後も、きめ細やかなケースワークを実施いたします。

- ④ 通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】（福祉保健課）

移送費については、同通知に基づき、ケースワークの中で必要に応じて周知を行っております。

- ⑤ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療券」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

**【回答】(福祉保健課)**

本町の福祉事務所においては、医療扶助に対しては、「医療券」方式をとっており、現在、「医療証」の発行はいたしておりません。今後、他市の状況も鑑み、「医療証」のメリット、デメリット等を勘案した上で検討いたします。

- ⑥ 自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

**【回答】(福祉保健課)**

個々のケースワークの中で、生活実態等を十分勘案した上で、個々に判断しております。

## 5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

**【回答】(福祉保健課)**

乳幼児医療助成の拡充につきましては、今後、大阪府の乳幼児医療制度の変更等を見極めつつ、他市町村の状況も調査・研究しながら、拡充にむけた検討を進めてまいります。

- ② 全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。

**【回答】(福祉保健課)**

妊婦健康診査については、本年度から、14回分の妊婦健康診査受診券に、超音波券1回分を加え、一人当たり公費負担額を57,960円に増額し、拡充を図っております。

妊婦健診にかかる公費負担の拡充については、市町村格差を解消し、すべての妊婦が安心して妊娠出産ができる制度として安定的な財源の確保ができるよう、長期的な補助制度の確立について、国・府に要望してまいります。

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

**【回答】(学校教育課)**

近隣他市町の動向を注視するとともに、町の財政状況を踏まえながら、事務を進めてまいります。また、補助単価の拡充が図られるよう国・府へ要望してまいります。手続きにつきましては、年間を通じて教育委員会事務局にて行っております。第1回支給月につきましては、資料となる前年の所得証明等が6月以降に決定されることから、支給につきましては6月以降となります。年末調整や確定申告書の写しを使うとのことですが、公平性の観点からも所得を正確に判定するためには、所得証明書等が有効であると考えておりますので、教育委員会事務局といたしましては、できる限り早く支給ができるよう努力してまいります。

- ④ 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

**【回答】（福祉保健課）**

子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチンについては、昨年度から国事業を活用して、ワクチンの一部公費負担を実施しており、生活保護世帯については、無料で予防接種を行っております。

本予防接種は、現時点では任意の予防接種の位置づけとなっており、町単独で全額公費負担を行うことは、財政的側面から困難であると認識しております。また、来年度以降、定期の予防接種となるため、接種費用については、次年度予算策定の中で、検討してまいります。

- ⑤ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

**【回答】（子ども支援課）**

「新婚家賃補助」及び「子育て世代家賃補助」については、自治体における定住促進に一定の効果があるものと認識しております。ご要望の施策については既に不動産物件をお持ちの方、今後購入される方等との公平性も勘案しつつ、近隣自治体の動向について情報の収集を進めてまいります。